

1 オール九州農水産物トレードフェア inシンガポール

九州地域が一体となってシンガポールへの輸出拡大を図る商談会（オール九州農水産物トレードフェア inシンガポール）が、九州農業成長産業化連携協議会（以下「連携協議会」という。）と日本貿易振興機構（ジェトロ）との共催で、平成27年3月12日に開催されました。シンガポール最大の経済団体であるシンガポール・ビジネス連盟等の支援の下、多くのバイヤーが来場し活発に商談が行われるなど、盛況なものになりました。

九州農政局も、九州各県と農業界、経済界が連携し取り組まれる同トレードフェアを支援しています。

（１）オール九州での輸出促進への取組

連携協議会は、九州の農業関係者と九州内外の経済界とが連携を図り、経営力の強化と、販売・加工・輸出等の拡大を図ることを目的に設立され、農林漁業団体、農業法人、農林漁業者、経済団体、様々な業種の企業、研究機関、行政機関等が会員となり、九州農政局も他の機関と共に事務局を担当しています。

輸出相手国で各県が単独で開催する商談会は、コスト面で割高となることや、規模が小さく大きな効果が得られないことがあります。連携協議会では、九州地域が一体となって大規模な商談会を開催することで、一層の多様な結び付きが得られるよう取り組んでおり、今回のトレードフェアは26年2月の香港に続くものです。

（２）シンガポールでの開催

今回、シンガポールが開催地に選ばれたのは、①食料の多くを周辺諸国等からの輸入に依存し、国民所得は日本と同水準以上という環境にある、②東南アジアの物流・商流の拠点であり同国のみならず東南アジア等への輸出拡大の足がかりとなり得る、③九州からは比較的近距離にあり、新たな海上輸送方式を用いたビジネスモデルが構築可能、④「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」（25年8月公表）において多くの品目で重点国として位置付けられている等、今後の輸出拡大を図る上では特に重要な国であるためです。

（３）トレードフェアの概況

トレードフェアは、在シンガポール日本国大使、シンガポール・ビジネス連

盟理事等の出席の下、開会式が行われ開幕しました。九州全県及び沖縄県の農業者団体・企業（以下「生産団体等」という。）27団体、現地の輸入業者、卸売・小売業者、外食事業者のバイヤー等の実需者（以下「バイヤー等」という。）約160人が来場しました。



開会のセレモニー

生産団体等は試食や調理方法等の説明を交え商品のアピールを行い、バイヤー等も商品の特徴や価格等を熱心に聞き入るという光景が到るところでみられ、商談の合間に、ぶりの解体ショー（刺身やカルパッチョの試食）も行われ盛況なものとなりました。また、九州地域が一体となって商談会を行うとの考えの下、商品を県別に配置するのではなく、種類別に配置したところ、「見やすい」、「分かりやすい」等の評価が得られました。

（４）バイヤーの反応と今後の対応



会場の様子

商談では、シンガポール国民の経済状況や消費者意識を反映して、健康志向の商品、高品質な商品へ関心が集まりました。バイヤー等へのアンケートをみても、日本産品を取扱うに当たって重視する項目としては、品質と回答する者が各品目を通じて一番多く、日本産品には価格面よりも品質面への期待が大きいとの結果となっています。

相手国によって日本産品に対する志向も異なり、また、流通構造や商習慣も異なる

ことから、それらに合わせた商品選びや販売ルートを選択・開拓等が必要となってきます。九州農政局では、引き続き、輸出相手国の情報提供や輸出に関する様々なご相談に対応するとともに、効果的な商談会の開催等を支援していきます。

2 次世代施設園芸「宮崎県国富町」の整備

（次世代施設園芸とは）

野菜や果樹、花きは、新規就農者の85%が選択する※魅力ある分野であり、なかでも施設園芸は、周年化や資材投入に見合う大幅な生産性の向上、化石燃料依存からの脱却等の課題を解決していくことで、より足腰の強い農業として発展していくことが期待されています。

農林水産省では「攻めの農林水産業」の一環として、我が国の施設園芸を次世代に向かって発展させる視点から、地域の代替エネルギーを活用するとともに、施設の大規模集約、高度な環境制御による周年・計画生産等を一体的に実施する、次世代施設園芸導入加速化支援事業の取組を進めています。

平成27年3月現在、全国で9か所の地域資源エネルギーを活用した次世代拠点の建設が進められています。

（「宮崎県拠点」国富町）

宮崎県は九州でも有数な施設園芸産地であり、特にきゅうりは全国1位、ピーマンは全国2位の農業産出額（25年）ですが、高齢化が進む中、次代の担い手を育成することが急務となっており、また、安定的な経営を維持する上で、光熱費や資材費等の、生産コストの低減を図るための経営構造の転換・強化が必要となっています。

そこで、宮崎県では国の事業を活用した次世代施設園芸拠点を国富町に整備することとしました。具体的には、約4.8haの全体規模

図1 宮崎県拠点の整備概要（予想図）



資料：宮崎県

※ 全国農業会議所・全国新規就農相談センター「新規就農者の就農実態に関する調査結果-25年度-」による。

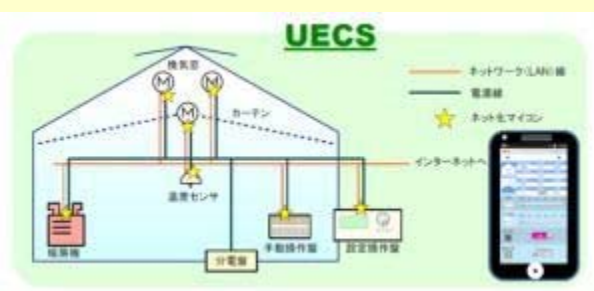
の中に、きゅうり1.8ha、ピーマン2.3haのハウスと種苗生産施設や集出荷施設を建設し、ICT※を活用した高度な複合環境制御装置により、温度や湿度、二酸化炭素や日射量等のハウス内環境を自動管理します。このことにより、高い生産性と安定した収量を可能とし、当事業の成果を周辺産地に波及させることで、将来にわたって生産性の高い産地の造成と、次代を担う後継者の育成を図っていきます。

また、地域の豊富な森林資源を活用できる木質バイオマス暖房機の導入により、地産地消の推進と化石燃料の価格変動に左右されない園芸産地への転換を目指しています。

【次世代施設園芸宮崎県拠点で活用される技術】

〔高度環境制御システム〕

UECS(ユビキタス環境制御システム)を利用してハウス内の環境を管理します。また、UECSではセンサーと機材を異にするメーカー間でも制御でき、導入コストが抑えられます。



資料：宮崎県



資料：宮崎県



〔木質バイオマス暖房機〕

暖房機の燃料となる木質ペレットは、1kg当たり45円前後となっており、ペレット2kgで重油1Lに相当する熱量が発生します。

また、大分県ここのえまち九重町でも、地域資源である地熱を活用した拠点整備計画が進められています。

※ Infomation and Communication Technologyの略。情報や通信に関する技術の総称。

3 飼料用米の生産・利用の拡大に向けた取組

国民1人が1年間に食べるお米の量は、食生活の変化に伴い、昭和37年度の118kgをピークに、平成25年度には半分以下の56kgにまで減少しています。農林水産省では、主食用米の需要に応じた生産の定着と飼料用米をはじめとする非主食用米の本作化に向けた取組を推進しています。

飼料用米については、家畜の配合飼料の原料として、年間約450万tの利用が可能であると見込まれており、輸入に依存しているとうもろこしの代替飼料として、国産飼料に立脚した畜産経営の安定に寄与することが期待されます。また、稲作農家にとって



第1回推進会議の様子

は、排水条件等から麦や大豆の栽培に不向きなほ場でも栽培ができ、また、所有する農業機械や施設を有効利用することができることから、水田フル活用による所得の向上が期待されます。



第2回推進会議（現地検討）の様子
（熊本県菊池市）

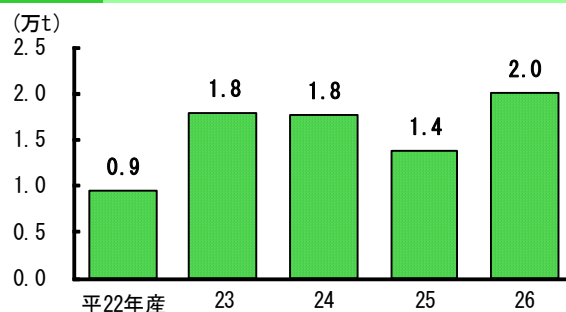
このため、九州農政局では、26年6月に「九州地域飼料用米推進会議」を設置し、生産者、実需者だけでは解決が困難な課題の解決に向け、生産者、実需者、試験研究機関、行政機関等の関係機関が一体となって、飼料用米の生産・利用の拡大に取り組んでいます。

（九州における課題）

九州は、全国有数の畜産地帯であることから、飼料用米の生産農家と畜産農家が地域内で直接取引することが可能であり、また、近隣に配合飼料工場も多く、原料としての需要も多く見込まれます。

その一方で、主食用米に代わる水田作として、大豆、WCS用稲（稲発酵粗飼料用稲）、飼料作物等の作付けが定着・進展していることから、飼料用米の生産量は、26年産で約2万tにとどまっており、

図2 飼料用米の生産量の推移（九州）



資料：農林水産省「新規需要米の取組計画認定状況」、「新規需要米の生産量」

注：平成26年産の生産量は、計画生産量

豊富な需要を満たすためには、生産の拡大が課題となっています。

（管内の事例）

このような中、早くから飼料用米の生産に取り組んでいる地域もあります。熊本県菊池^{きくち}地域では、JAきくちが中心となり、21年に強い農業づくり交付金を活用して、カントリーエレベーター^{※1}に飼料用米専用サイロ^{※2}を設置するなど保管体制を整備しました。また、利用に当たっては、需要に応じて配合飼料にした後、随時、肉用牛農家



菊池カントリーエレベーター



えこめ牛の販売の様子

へ供給しており、現在では牛の肥育全期間における周年給与を実現しています。さらに、生産された牛肉は、地元のお米を食べて育った地域環境にやさしい牛をコンセプトに「えこめ牛」としてブランド化され、JAの農産物直売所や県内外の量販店で販売されています。

27年3月31日に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画では、水田活用の直接支払交付金による飼料用米等に対する支援を明確に位置付け、需要に応じた米の生産を推進するとともに、優れた生産装置である水田をフルに活用し、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米の生産を拡大し、本作化を推進することとしています。

【飼料用米の低コスト生産技術実証の取組（鹿児島県農業再生協議会）】

鹿児島県は、全国有数の畜産県であることから、自給飼料の生産拡大に取り組んでいます。鹿児島県農業再生協議会では、国の産地活性化総合対策事業を活用して、多収性専用品種「ミズホチカラ」を用いた^{かん}乾田^{でん}直^ち播^{よく}による^{はん}省力栽培技術実証（始良市）や^{あい}団地化^{らし}による低コスト生産・経営技術実証（霧島市）に取り組んでいます。



乾田直播による播種
（鹿児島県始良市）



団地化ほ場の配置
（鹿児島県霧島市）

※1 穀類、豆類の乾燥・調製・貯蔵を行う大型の施設。

※2 カントリーエレベーターやライスセンターに付属する貯蔵庫。

4 農地中間管理事業の取組状況

農地中間管理機構（以下「機構」という。）は、「信頼できる農地の中間的受皿があると、農地の集積・集約化が円滑に進む」との現場の意見を踏まえ新設された仕組みです。

このための法制として、「農地中間管理事業の推進に関する法律」が、平成26年3月に施行、これを受け管内では、4月までに機構が全県で指定され、26年度当初から農地中間管理事業が実施されています。

この事業は、機構が農地の出し手から農地を借受け、必要に応じて基盤整備等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して、機構から担い手に対して貸付けるものです。

（実施状況）

管内の農地中間管理事業の実施状況は、26年4月1日より熊本県が県下2モデル地区（高森町^{たかもりまち}、芦北町^{あしきたまち}）において、借受希望者を募集（公募）したことを皮切りに、管内で計23回の募集が行われています。

この結果、機構が農地の出し手から借入れを行い、それらを借受希望者に貸し付けたものは、1,430件、1,842haとなっています。

表1 農地中間管理事業の実施状況（平成27年3月末現在）

県名	農地中間管理 機構の名称	借受公募の 実施回数	借入状況		貸し付け状況	
			機構借入		利用配分計画の認可・公告	
			経営体数	面積(ha)	件数	面積(ha)
福岡県	(公財)福岡県 農業振興推進機構	3	630	357.0	130	357.0
佐賀県	(公社)佐賀県 農業公社	2	184	202.0	35	68.4
長崎県	(公財)長崎県 農業振興公社	3	1,217	564.7	678	554.5
熊本県	(公財)熊本県 農業公社	4	751	352.7	107	207.9
大分県	(公社)大分県 農業農村振興公社	4	298	136.0	32	132.2
宮崎県	(公社)宮崎県 農業振興公社	3	977	413.9	305	373.8
鹿児島県	(公財)鹿児島県 地域振興公社	4	257	153.3	143	147.8
合 計		23	4,314	2,179.6	1,430	1,841.6

資料：九州農政局調べ

（事業実施上の課題等）

農地中間管理事業を進める上で、農地の借受希望者に対して出し手の農地が極めて少ないことが課題となっています。

この要因としては、農地中間管理事業が初年度であり、各県機構の実質的な体制が整ったのが昨年夏頃になったこともあり、受け手への周知はある程度できた一方で、出し手への制度の浸透が十分できなかったことが要因の一つと考えています。

また、機構にまとまった形で農地を貸してもらうためには、集落における話し合いが重要であり、このため、人・農地プランの見直しの話し合いなどを積極的に推進していくことや、これまで実施してきた様々なメディアを通じた広報活動の展開と併せて、市町村ごとに、県、市町村、農業委員会、JA等が連携した事業推進のためのチーム

を編成し、戸別訪問等による制度の周知や、事例を用いた農地中間管理事業の活用方法を提案し働きかけを行っていきなど、出し手の掘り起こしを強力に推進していくことが重要と考えています。

表2 農地中間管理機構指定等の状況

県名	機構指定年月日	農地中間管理機構に指定された法人	農地中間管理事業の開始日
福岡県	平成26年3月27日	公益財団法人 福岡県農業振興推進機構	平成26年4月1日
佐賀県	平成26年4月1日	公益社団法人 佐賀県農業公社	平成26年4月1日
長崎県	平成26年3月6日	公益財団法人 長崎県農業振興公社	平成26年4月1日
熊本県	平成26年3月5日	公益財団法人 熊本県農業公社	平成26年4月1日
大分県	平成26年3月27日	公益社団法人 大分県農業農村振興公社	平成26年4月1日
宮崎県	平成26年3月27日	公益社団法人 宮崎県農業振興公社	平成26年4月1日
鹿児島県	平成26年3月27日	公益財団法人 鹿児島県地域振興公社	平成26年4月1日

資料：九州農政局調べ

【九州管内の特徴的な取組事例】

○長崎県

市町段階に行政機関、農業委員会、JA及び県の出先（普及組織を含む）をメンバーとする「農地中間管理事業推進チーム」を設置し、同チームが各集落を巡回して出し手の掘り起こしやマッチング等を行っており、その活動状況を毎月2回、機構へ報告するなどの進行管理を徹底しています。

○熊本県

県知事自らが先頭に立って「私に農地を預けてください！」と公的な仲介の仕組みであることをPRするとともに、県、機構を中心とした現場の推進体制が整備されています（担当者40名を配置）。

私に農地を預けてください!

今なら!

農業公社(農地中間管理機構)へ農地を貸していただいた場合、次のような協力が支払われます。

1 地域集積協力金

地域全体へ
交付

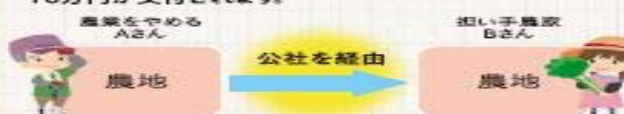
「地域」の農地の2割以上を公社に貸した場合、その割合に応じて、10aあたり2万円～3万6000円が「地域」へ支払われます。※平成26、27年度の事業です。



2 経営転換協力金

農地を
貸した人へ
交付

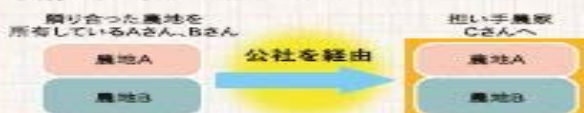
農業をやめたり、経営規模を小さくする人が、公社を経由して担い手へ農地を貸した場合、面積に応じて1戸あたり30万～70万円が交付されます。



3 耕作集積協力金

農地を
貸した人へ
交付

隣り合った農地を公社を経由して担い手へ貸した人に、面積に応じて10aあたり2万円が交付されます。※平成26、27年度の事業です。



知事がトップを務める熊本県農業公社が農地中間管理機構となり、市町村・農業委員会・JAと一体となって農地貸借の相談や手続きを行います。



「農地中間管理機構」が今年4月スタート!

大切な農地を守り、集積し、未来へ



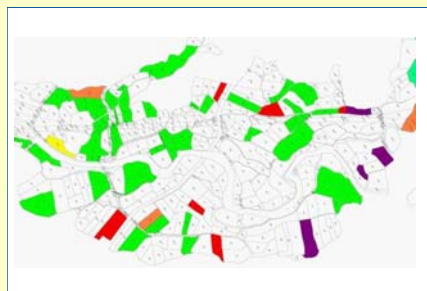
【ほ場整備事業と連携した機構の活用で担い手に農地を集積・集約化

(熊本県荒尾市川登地区)
あらおしかわのぼり

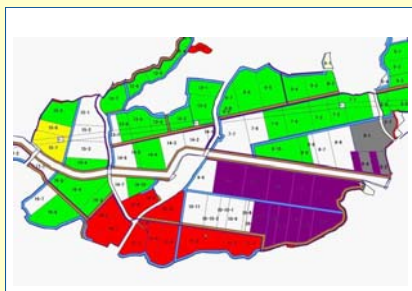
熊本県荒尾市川登地区では、農業者の高齢化が進む中、担い手に農地を集積・集約化していく必要がありました。このため、現状では担い手の経営農地が分散し、区画も小規模・不整形であったことから、平成25年度より県営ほ場整備事業(経営体育成基盤整備事業)に取り組み、26年度からは農地中間管理事業を活用することによって、農地の大区画化と担い手への面的集積に取り組むこととしました。

農地中間管理事業の実施にあたっては、機構の農地集積専門員の支援の下、地区内で円滑な話し合いが行われ、その結果、ほ場整備事業の受益地内

ほ場整備後の担い手の借受農地のイメージ



(ほ場整備前)



(ほ場整備後)

のほとんどの農地を機構が一括して借り上げ、担い手(9名)へ農地の集積・集約化が図られています。

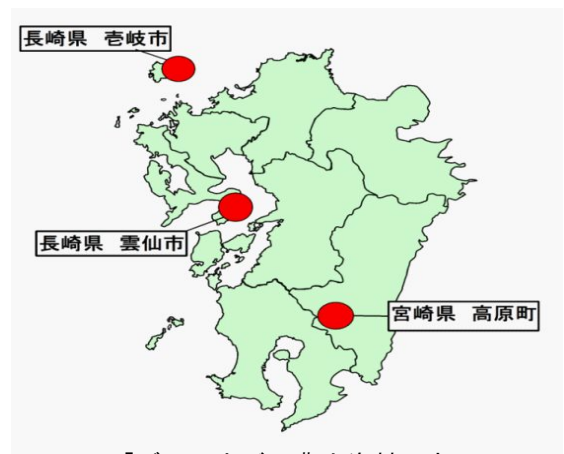
5 ディスカバー農山漁村の宝（第1回）に九州管内から 3地区選定

「ディスカバー農山漁村の宝」とは、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現のため、地方が持つ魅力を「発掘」し、これらを地域活性化につなげている優良な事例を選定し、全国に発信する取組です。

平成26年2月からの公募、審査を経て6月10日、首相官邸において、選定地区代表者を招いて「ディスカバー農山漁村の宝」選定証授与式及び交流会が開催され、全国で23地区※、うち九州管内から3地区の取組が選定されました。



交流会
(安倍内閣総理大臣と懇談する九州ブロック代表者)



「ディスカバー農山漁村の宝」
選定地区位置図

【「島のめぐみ観光農園」プロジェクトチーム（長崎県いきし壱岐市）】 ～壱岐の島が元気になれば、日本が世界が元気になる！～

「島のめぐみ観光農園」では、地域の魅力を発信し、安心安全な食材を提供・販売するため、遊休農地を活用した有機農業に取り組んでいます。

また、収穫物や地場海産物を利用した加工品の開発とインターネットを活用した販売を進め、「鯛茶漬け」が国際線の機内食に採用されました。

離島ならではの循環型有機栽培の取組を全島に展開させるとともに、安心安全な食材の島としての情報を発信しています。



有機栽培の野菜サラダ



鯛茶漬け

※ 農林水産省ホームページ「ディスカバー農山漁村の宝」
→<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/discover.html>

【農事組合法人守山女性部加工組合（長崎県雲仙市）】

～世界に認められた伝統野菜「雲仙こぶ高菜」で地域おこし～

「守山女性部加工組合」では、女性グループの発意により、郷土の食文化を守り継ぐため、希少な伝統野菜「雲仙こぶ高菜」の栽培と加工品の開発、販売に取り組むとともに、「雲仙ブランド」※¹認定等による販路の開拓を進めてきました。また、地域の子供を対象とした栽培、収穫、調理体験を実施しています。

平成20年にスローフード協会※²国際本部から、「味の箱舟」※³に認定されたことを受け、世界に情報を発信するとともに、国内外からの視察を受け入れており、雲仙市有機生産者ネットワークの構築に力を入れています。



守山女性部加工組合



雲仙こぶ高菜料理

【農事組合法人はなどう（宮崎県高 原 町）】

～麦を中心とした6次産業化にパワー全開～

「はなどう」では、生産農家の高齢化が進む中で農地を集積し、米と麦を生産する集落営農組合を設立し、現在、6次産業化に向けて取り組んでいます。県内の企業と連携し、米麦を加工したオンリーワンの商品開発を行い、農産物直売所での販売、古民家レストランの経営や女性部による人材育成、食育活動にも力を入れています。



農産物直売所「杜の穂倉」



女性部による活動

- ※¹ 雲仙市における優良な農畜水産物（加工品を含む。）を雲仙ブランドとして認定。
- ※² 食文化のボランティア団体。消えつつある伝統的な食文化や食材を守り伝える活動を世界中で広めている。国際本部はイタリア。
- ※³ 絶滅の危機にある希少な食材を世界共通のガイドラインで選定し、支援することで、その生産や消費を守り、地域における食の多様性を守ろうという計画。未来の子供たちに残したい味を「箱舟」に例えている。

6 山田堰・堀川用水・水車群及び通潤用水が 「かんがい施設遺産」に登録

（かんがい施設遺産制度とは）

国際かんがい排水委員会（ICID^{※1}）は、平成26年9月にかんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全に資することを目的として、かんがい施設遺産制度を創設しました。

この制度は、建設から100年以上経過し、かんがい農業の発展に貢献したものや卓越した技術により建設されたもの等、歴史的・技術的・社会的価値のあるかんがい施設を後世に残す遺産として登録・表彰するものです。

（管内におけるかんがい施設遺産の登録施設）

26年9月16日に大韓民国光州広域市においてICID主催の国際執行理事会が開催され、九州の「山田堰・堀川用水・水車群」（福岡県朝倉市）及び「通潤用水」（熊本県山都町）の2施設を含む全5か国17施設^{※2}の登録が決定されました。

また、日本国内では、10月23日に農林水産省において、登録された日本の9施設^{※3}の申請者に対し、かんがい施設遺産登録証の伝達式が行われました。



国際執行理事会の様子
（大韓民国光州広域市）

かんがい施設遺産への登録により、かんがい施設の持続的な活用・保全方法の蓄積、研究者・一般市民への教育機会の提供、かんがい施設の維持管理に関する意識向上に寄与するとともに、かんがい施設を核とした地域づくりに活用されることが期待されています。

※1 「ICID」（International Commission on Irrigation and Drainage）
1950年に設立された自発的非営利・非政府国際機関。日本は1951年に加盟。
現在96の国・地域が加盟。

※2 日本の9施設以外に、中国・タイ・スリランカ・パキスタンの4か国8施設が登録された。

※3 農林水産省ホームページ→<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kaigai/ICID/his/his.html>

【九州管内のかんがい施設遺産】

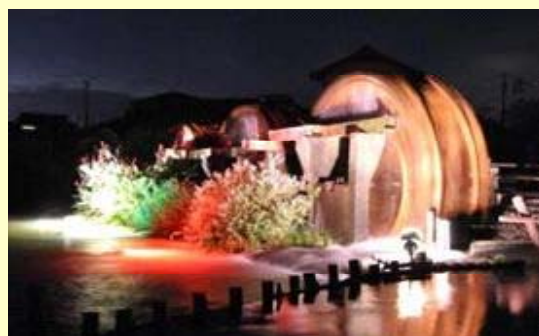
やま だ ぜき ほりかわようすい すいしやぐん あさくらし
山田堰・堀川用水・水車群（福岡県朝倉市）

山田堰・堀川用水・水車群は、朝倉地域の農業を支えるかんがい施設で、筑後川から取水する山田堰、その水を農地に送る堀川用水、そして堀川用水より高所の水田に送水するための三連水車^{さんれんすいしや}をはじめとした3群7基の水車群により構成されており、これらの施設は、筑後川から約55万t/日を取水し、652haの農地をかんがいしています。

○申請者：山田堰土地改良区



山田堰



あさくら三連水車（ライトアップ）

つうじゆんようすい やま と ちよう
通潤用水（熊本県山都町）

通潤用水は、河川を取水源とするかんがい施設で、幹線水路とその支線、吹上樋^{ふきあげひ}（サイフォン形式の通水管）を載せる国内最大の石造アーチ水路橋通潤橋のほか、用水を各支線水路へ一定比率で分配する円形分水や余剰水を河川に戻すための機能である砂蓋^{さぶた}※（本井手通り、水落シ^{ほんいでのみずおとし}）等の施設で構成されており、夏季の放水が観光資源ともなっています。約160年間、現役の農業かんがい施設として中核的な存在であり続けています。

○申請者：熊本県山都町役場



通潤橋の放水の様子



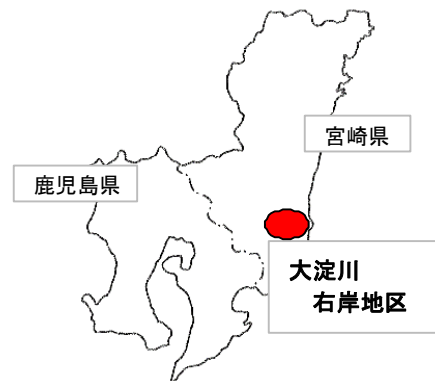
通潤用水（下井手13号水路上流坑口）

※ 砂蓋とは水量調節等を目的に通潤用水の各所に設置されている、余った水を川に戻すための人工水路^{よすいばき}（余水吐）。

7 国営施設機能保全事業「大淀川右岸地区」に着手

おおよどがわうがん

大淀川右岸地区は、宮崎県の南部を流れる一級河川である大淀川水系大淀川右岸に位置し、宮崎市の東西17km、南北9kmに広がる1,938haの農地を持つ農業地帯ですが、畑地帯水源整備事業※実施前は、清武川の支流やため池からの用水に依存しており、小規模な用水路のため用水不足を来とし、生産可能な作物は限られ生産量も不安定でした。



大淀川右岸地区の位置図



だいこんへの散水

昭和56年10月に、天神ダムと畑地への配水施設の整備を行う事業に着手し、平成19年度に国営事業を完了しました。現在は、田での水稻とだいこん、きゅうり等の栽培を組み合わせた農業経営や畑地での果樹、茶の専作による農業経営が展開されています。

天神ダムは、工事完成後試験湛水を経て、14年度より供用を開始していました。しかし、17年9月の台風14号襲来により、ダム上流の山腹が崩壊し大量の土砂がダム湖内に流れ込み、想定を上回る堆砂（23年現在で計画堆砂容量の62.5%）となっており、今後、貯水機能への影響が懸念されます。



ダム上流の山腹崩壊に伴う貯水池堆砂と濁り



錆により作動不良の空気弁

また、事業当初に整備された一部の施設では耐用年数を経過する中で、経年劣化による錆等の発生により、水路でのバルブ等の作動不良、ダム管理システム等の水管理施設に不具合が生じています。

このような状況を踏まえ、今後、さらなる性能低下の進行により、施設の維持管理に多大な

※ 特殊土地地帯において畑地の水源整備を行うことを目的とした国営かんがい排水事業。

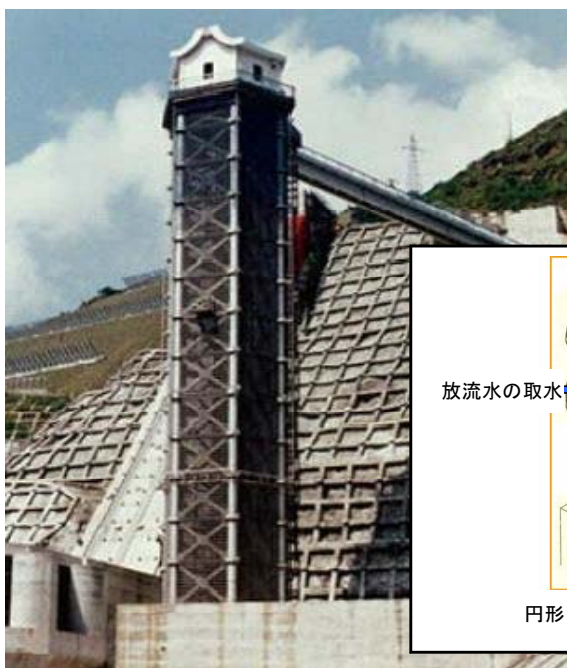
費用と労力を要するとともに、農業用水の安定供給に支障を来することが予想されることから、国営施設機能保全事業として施設機能診断調査を行ない、26年3月大淀川右岸地区長寿命化計画を策定しました。

今回、この長寿命化計画に基づき事業申請手続きが行われ、26年11月20日に計画確定がなされ、現在は本格的な工事に向けての作業を行っている状況です。

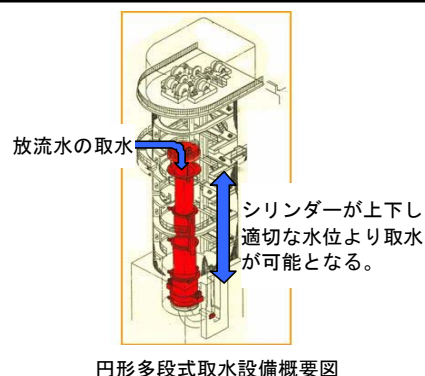
このような状況に加え、事業計画では、補修更新の代表的な施設として、選択放流施設や土砂流入防止施設、また維持管理費軽減のための小水力発電施設（出力107kw）の設置等を予定しています。

国営施設機能保全事業は、施設の全てを更新するのではなく、施設の痛み具合を調査し、その程度や施設の重要度を勘案しながら計画的に補修や補強を行っていく事業です。

また、本事業については、関係する地方公共団体である宮崎市が作成した田園環境整備マスタープラン※等との整合を図り、生態系や景観との調和にも配慮して事業を実施することとしています。



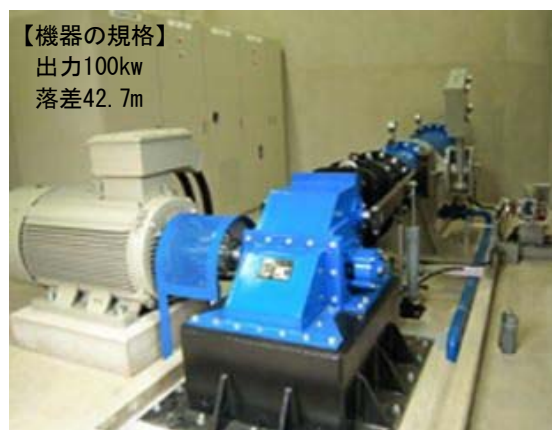
選択放流施設
(イメージ写真
及び概要図)



円形多段式取水設備概要図



土砂流入防止施設（イメージ写真）



【機器の規格】
出力100kw
落差42.7m

小水力発電施設（イメージ写真）

※ 地域の合意のもと、市町村が作成する農村地域の環境保全に関する基本計画。

8 家畜伝染病に対する防疫対応

1 熊本県における高病原性鳥インフルエンザ発生への対応

(1) 発生の概要

平成26年4月13日8時に熊本県^{たらぎまち}多良木町の家きん飼養農場において、国内で3年ぶりに高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。

農林水産省は、9時30分に農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部を設置するとともに、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、同日、疫学調査チームを現地に派遣しました。

また、熊本県は、熊本県鳥インフルエンザ防疫対策本部を9時30分に開催し、移動制限区域（半径3km）及び搬出制限区域（半径10km）を設定するとともに、関係市町村、団体及び農林水産省をはじめとする関係省庁と連携し、発生農場及び関連農場における防疫作業を13日10時30分から開始しました。14日19時20分には殺処分が終了し、16日7時30分には全ての防疫措置が完了しました。

その後の確認検査において異常がなかったことから、5月1日に搬出制限区域が解除され、防疫措置完了後21日経過した5月8日0時に移動制限が解除されました。

(2) 農政局の対応

九州農政局では、家畜伝染病予防法に基づく、鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が発生した場合に備え「特定家畜伝染病発生時の対応マニュアル」を作成し、定期的に防疫演習を実施するなど、迅速な初動及びまん延防止に向けた各県の取組のサポート体制を整備しています。

熊本県において発生が確認された4月13日の9時30分には、直ちに九州農政局高病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置し、「関係機関との連携・調整」、「熊本県の殺処分・埋却等の防疫措置を支援するための防疫支援者の派遣」、「生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供」を行っていくことを決定し、以下のとおり対応しました。

ア 防疫作業等への人的支援

熊本県からの要請を受けて、14日未明に農政局職員（本局49人、八代地域センター^{やつしろ}11人）を現地に派遣し、発生農場において殺処分・埋却等の防疫作業を行いました。また、農林水産省現地支援チーム及び県対策本部に防疫措置に関する連絡調整のため職員を派遣するとともに、疫学調査チー



熊本県の防疫作業に
九州農政局の職員を派遣

ムによる現地調査にも職員を派遣しました。

イ 正確な情報の提供

「鶏卵や鶏肉を食べて鳥インフルエンザが人に感染することは報告されていません」といった正しい知識の普及・啓発のため、ポスター、チラシ等を消費者団体、食品関係団体及び畜産関係団体に配付しました。また、九州農政局のホームページ※¹に「鳥インフルエンザに関する情報」のコーナーを設置するとともに、メールマガジン※²により正しい知識の周知を行いました。

消費者の皆様へ

◎ 鶏卵や鶏肉を食べて鳥インフルエンザウィルスが人に感染することは報告されていません。

◎ 鳥インフルエンザウィルスは、以下のような性質であることから、鶏卵や鶏肉を食べることによって人が感染することは考えられません。

(1) 酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること
(2) 人の細胞に入るための受容体は、鳥のものと異なること
(3) 通常の加熱処理（全ての部分が70℃に到達）で容易に死滅すること

◎ 店頭で販売されている鶏卵・鶏肉は、安全のための措置が講じられています。

(1) 鶏卵は、卵選別包装施設（GPセンター）で、通常、次亜鉛素酸ナトリウムなどの殺菌剤で洗卵されています。
(2) 鶏肉は、食鳥処理場で、通常、次亜鉛素酸ナトリウムを含む冷水で洗浄されています。

◎ 食中毒を予防するためにも、鶏肉は十分に加熱して食べましょう。

※上記の内容については、詳しくは以下をご覧ください。

○ 農林水産省ホームページ
http://www.maff.go.jp/press/syohanzen/douci/141216_2.html

○ 鳥インフルエンザについて（食品安全委員会ホームページ）
<https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/inf/ah7n9.html>

○ 高病原性鳥インフルエンザのQ&A（動物衛生研究所ホームページ）
<http://www.naro.affrc.go.jp/niah/inf/infuenza/index.html>

○ 鳥インフルエンザに関する情報（厚生労働省ホームページ）
<http://www.mhlw.go.jp/bun/a/kenkou/kekaku-kansenshou02/>

担当 九州農政局消費・安全部 消費生活課 野元、宮本

ウ 小売店舗等における不適切な表示の調査 資料：農林水産省

農政局・地域センターの職員が小売店舗を巡回して、消費者等に対して誤解を与えるような不適切な表示（例えば「熊本県産の鶏肉は取り扱いがありません」等）が行われていないか調査し、不適切な表示については、その是正を要請しました。

2 宮崎県、佐賀県における高病原性鳥インフルエンザへの対応

九州農政局管内では、12月16日に宮崎県延岡市、同28日に宮崎市、27年1月18日に佐賀県有田町の家きん飼養農場において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。このほか、26年12月30日に山口県、27年1月15日に岡山県においても発生が確認されました。いずれの発生においても、他の農場に拡大することなく、防疫措置完了から21日経過後に移動制限が解除されました。宮崎県、佐賀県での発生の際にも、4月の熊本県の事例と同様に九州農政局高病原

表3 平成26年度に九州で発生した高病原性鳥インフルエンザ

発生場所	確認日	農場の規模（注）	防疫措置完了日（殺処分、消毒等）	移動制限解除日時
熊本県 たらぎまち 多良木町	26年 4月13日	肉用鶏 112千羽 (2農場)	26年 4月16日	26年 5月8日0時
宮崎県 のべおかし 延岡市	12月16日	種鶏 4千羽	12月16日	27年 1月7日0時
宮崎県 宮崎市	12月28日	肉用鶏 42千羽	12月29日	1月20日0時
佐賀県 ありたちよう 有田町	27年 1月18日	肉用鶏 72.9千羽 (2農場)	27年 1月20日	2月11日0時

資料：農林水産省

注：熊本県、佐賀県の事例では発生農場に加え関連農場を含む。

※¹ 鳥インフルエンザに関する情報

→<http://www.maff.go.jp/kyusyu/syohanzen/nouchiku/densen/toriinfuru.html>

※² 九州農政局「アグリ・インフォ九州第157号」平成26年5月9日発行

→http://www.maff.go.jp/kyusyu/mailmagazine/bk/a-info_157.html

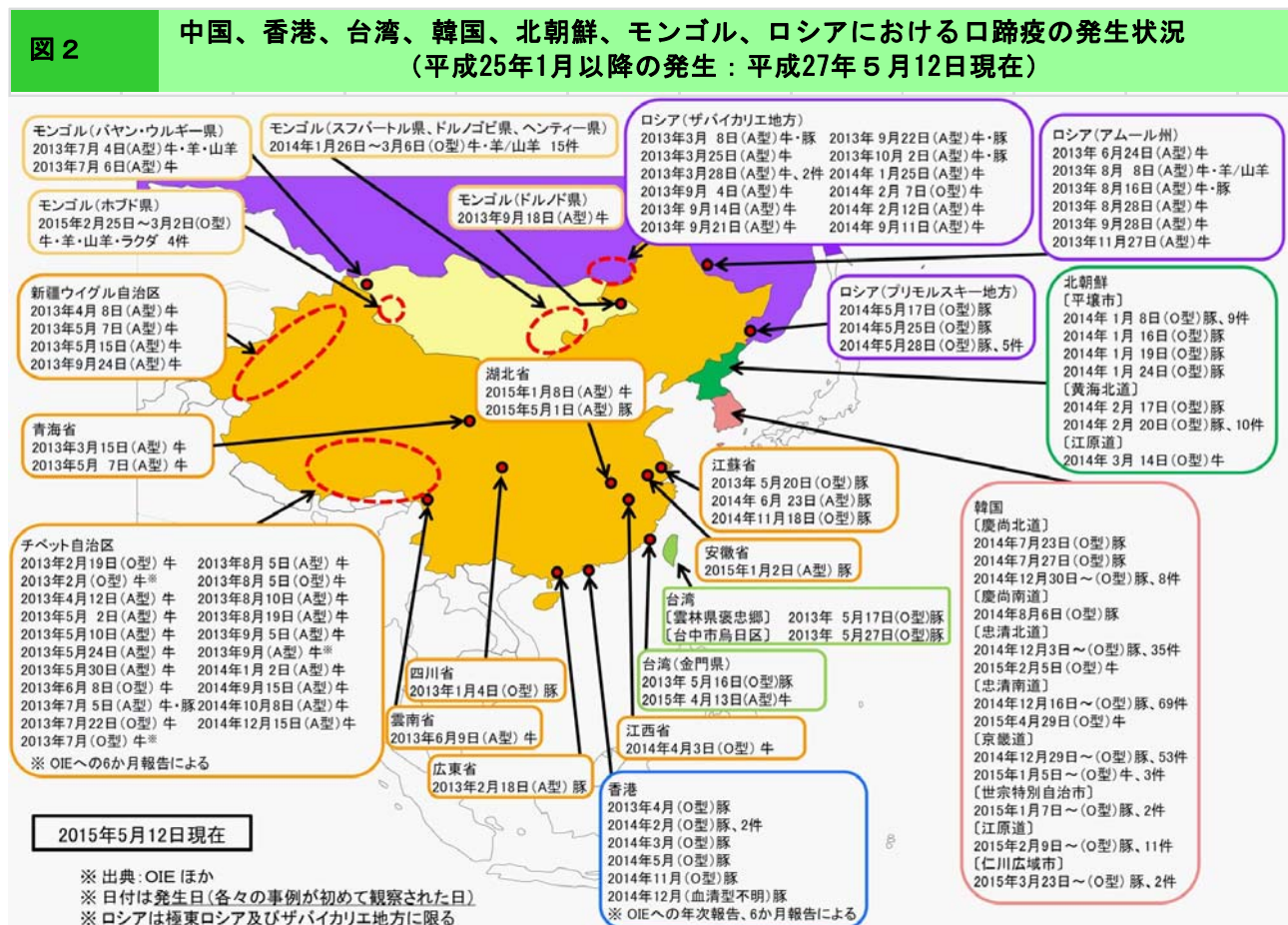
性鳥インフルエンザ対策本部を開催して対応しました。連絡調整等のための職員を派遣するとともに、佐賀県の発生農場での防疫作業には、佐賀地域センターから12人の職員を派遣しました。

3 近隣諸国における口蹄疫発生での注意喚起

口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の家畜がかかる伝染病で、畜産業に大きな経済的損失をもたらします。

22年4月には、宮崎県で発生し、牛、豚合わせて30万頭余りが殺処分されましたが、22年及び、92年ぶりの発生であった12年の発生の際にも、我が国で発生する以前に、隣国韓国での発生が確認されています。

韓国では、26年7月に3年3か月ぶりに口蹄疫の発生が確認されて以降、発生が拡大しています。また、中国、香港、台湾等の東アジア諸国でも断続的に発生が確認されており、人や物を介した我が国への侵入リスクが高い状況にあります。



資料：農林水産省

農林水産省では、口蹄疫の侵入リスクが高まっていることを踏まえ、国内での発生を未然に防ぐため、飼養衛生管理基準の遵守、早期の発見・通報の必要性について、牛豚の飼養者、関係機関への周知に努めてきました。

九州農政局でも、各県と協力しながら、広報活動等を行っています。

4 豚流行性下痢（PED）への対応

25年10月に、国内で7年ぶりに豚流行性下痢（以下、「PED」という。）が発生しました。PEDは、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザのような特定家畜伝染病※ではありませんが、生後間もない子豚が感染すると高い確率で死亡します。

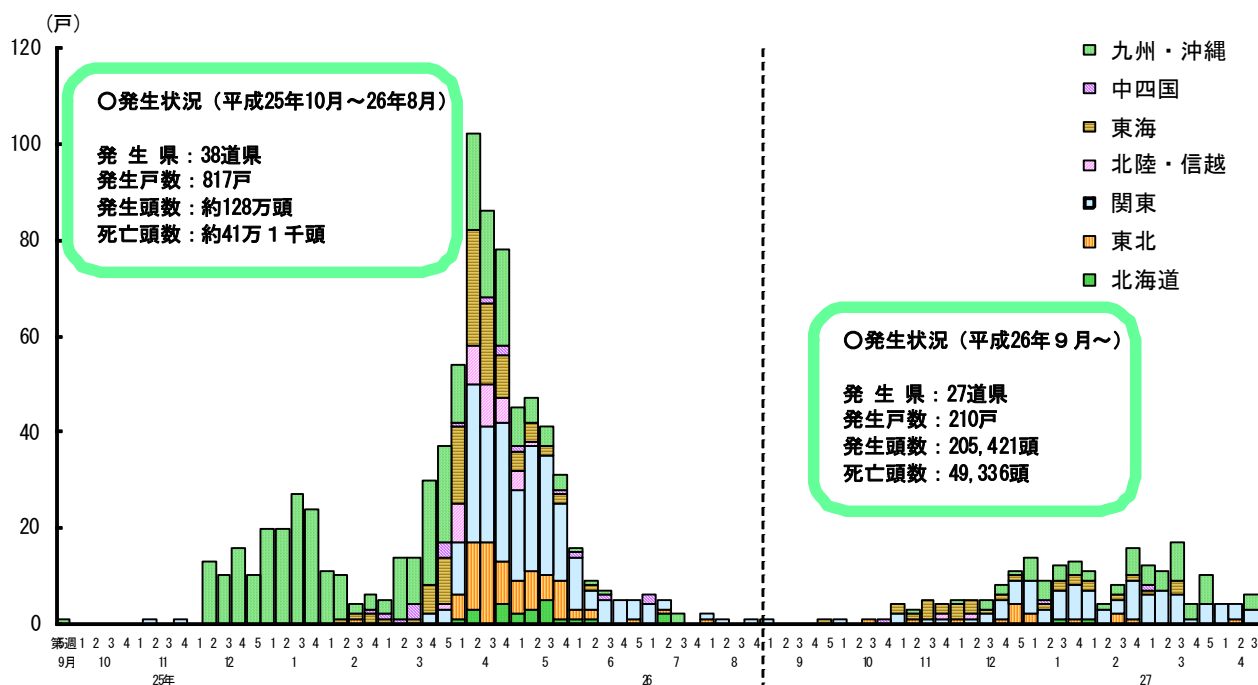
26年4月をピークに、26年8月末までに38道県817戸で発生しており、うち九州においては、全県の325戸で発生し、この325戸では、27年4月26日時点で約45万頭が発症、約15万頭が死亡しています。

農林水産省は、26年10月に、本病の発生及び感染拡大を効果的に防止し、被害を最小化することを目的として、飼養衛生管理の徹底、ワクチンの適切な使用等の防疫措置や、発生農場情報の共有、知事による特別防疫対策地域の指定等を具体的に示した「豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル」を策定しました。

九州農政局においても、地域での防疫対策の取組に対し、消費・安全対策交付金による支援等を行いました。

なお、26年9月以降も、27都道県210戸（九州では6県60戸）で発生が確認されており（27年4月26日現在）、引き続きマニュアルに沿った対応の徹底が重要となっています。

図3 豚流行性下痢の新規発生確定件数の推移（平成27年4月26日現在）



資料：農林水産省

※ 特定家畜伝染病とは、家畜伝染病のうち、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザのように、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置（発生農場における殺処分等）を講ずる必要があるもので、家畜伝染病予防法に基づき農林水産省令で定めている。